

表題部所有者の登記のお知らせ

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第15条第1項の規定による登記を行う予定です。お知らせします。

令和6年11月13日

秋田地方法務局大館支局 登記官 藤原孝寿
記

- 1 手続番号
第4103-2022-0007号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
大館市商人留字清水沢47番
- 3 地目
山林
- 4 地積
46平方メートル
- 5 抹消する登記事項
表題部所有者不明土地の登記記録の表題部の所有者欄に記録されている事項
- 6 登記すべき事項
表題部所有者として登記すべき者が不在[令和元年法律第15号第14条第1項第4号イ]

表題部所有者の登記のお知らせ

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第15条第1項の規定による登記を行う予定ですので、お知らせします。

令和6年11月13日

秋田地方法務局大館支局 登記官 藤原孝寿
記

- 1 手続番号
第4103-2022-0013号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
大館市字三ノ丸20番
- 3 地目
墓地
- 4 地積
46平方メートル
- 5 抹消する登記事項
表題部所有者不明土地の登記記録の表題部の所有者欄に記録されている事項
- 6 登記すべき事項
表題部所有者として登記すべき者が不在[令和元年法律第15号第14条第1項第4号イ]

表題部所有者の登記のお知らせ

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第15条第1項の規定による登記を行う予定ですので、お知らせします。

令和6年11月13日

秋田地方法務局大館支局 登記官 藤原孝寿
記

- 1 手続番号
第4103-2022-0014号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
大館市字長倉34番
- 3 地目
墓地
- 4 地積
29平方メートル
- 5 抹消する登記事項
表題部所有者不明土地の登記記録の表題部の所有者欄に記録されている事項
- 6 登記すべき事項
表題部所有者として登記すべき者が不在[令和元年法律第15号第14条第1項第4号イ]